



島根県報

平成19年8月10日(金)

第1,904号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

規則

知事の権限の一部を病院事業管理者に委任する規則 (人事課) 2

告示

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 2

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (") 2

介護保険法の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (") 3

障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の所在地の変更 (障害者福祉課) 3

農業振興地域の指定の一部改正(2件) (農業経営課) 3

土地改良区の役員の就任及び退任 (農村整備課) 4

解除予定保安林 (森林整備課) 5

保安林の指定施業要件の変更 (") 5

道路の区域の変更 (道路維持課) 5

道路の供用開始 (") 6

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (環境生活総務課) 7

特定調達公告

島根県立中央病院における放射線治療システム調達及びメンテナンス業務に係る (病院局) 7

一般競争入札の落札者等

教委訓令

永年勤続教職員表彰規程 (教育庁総務課) 8

優れた教育活動表彰規程 (") 9

島根県教育委員会教育職員等表彰規程の廃止 (") 10

正誤

平成19年3月23日付け島根県報第1,864号中 (森林整備課) 10

公布された条例等のあらまし

知事の権限の一部を病院事業管理者に委任する規則(規則第70号)

1 規則の概要

県立病院においてクレジットカードによる診療報酬等の支払いを可能とするため、指定代理納付者の指定に関する知事の権限を病院事業管理者に委任することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

知事の権限の一部を病院事業管理者に委任する規則をここに公布する。

平成19年8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第70号

知事の権限の一部を病院事業管理者に委任する規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、知事の権限のうち同法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者（病院事業の収入に係るものに限る。）の指定に関するものを病院事業管理者に委任する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第661号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成19年8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社ライフスタイル東光	通所介護	デイサービスかじかの郷	安来市広瀬町宇波482 - 21	平成19年 8月1日

島根県告示第662号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成19年8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 アゼーリ	通所介護	デイサービスセンター もやいの家・ひきみ	益田市匹見町匹見イ50 - 1	平成19年 7月17日
	介護予防通所介護			
株式会社メデカジャパン	通所介護	出雲ケアセンターそよ風	出雲市今市町876 - 9	平成19年 8月1日
	介護予防通所介護			
株式会社メデカジャパン	短期入所生活介護	出雲ケアセンターそよ風	出雲市今市町876 - 9	平成19年 8月1日
	介護予防短期入所生活介護			

島根県告示第663号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の9第1号の規定により告示する。

平成19年 8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 豊心会	介護予防短期 入所生活介護	特別養護老人ホーム 明翔 苑	松江市西浜佐陀町1399 - 34	平成19年 7月1日

島根県告示第664号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成19年 8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関			自立支援医療 の種類	変 更 年月日
名 称	所 在 地			
	変 更 前	変 更 後		
スイング大田薬局	大田市大田町大田イ202番地 1	大田市大田町大田イ202番地 9	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成18年 10月1日

島根県告示第665号

農業振興地域の指定（昭和46年島根県告示第58号）の一部を次のように改正する。

平成19年 8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 旭地域の項を次のように改める。
 - 1 削除
- 注中「関係農林事務所及び」を「隠岐支庁、各農林振興センター及び事務所並びに」に改める。

島根県告示第666号

農業振興地域の指定（昭和46年島根県告示第859号）の一部を次のように改正する。

平成19年 8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 10 浜田地域の項地域の範囲の欄を次のように改める。
- 浜田市のうち次の図面の赤色で着色した部分（（ア）平成13年浜田市告示第60号により定められた浜田都市計画用途地域、昭和46年島根県告示第1040号により定められた浜田都市計画公園及び平成8年旭町告示第14号により定められた旭都

市計画用途地域、(イ)昭和12年12月1日指定の浜田海岸県立自然公園の国府海岸第2種特別地域、浜田海岸第2種特別地域及び浜田城跡第2種特別地域並びに昭和44年1月10日厚生省告示第6号により指定された西中国山地国定公園第1種～第3種特別地域及び昭和44年1月10日付厚生省告示第6号により定められた西中国山地国定公園の天狗石山特別地域(第1～3種)、(ウ)港湾法に基づき、平成16年島根県告示第37号により定められた港湾隣接地域及び都市計画法に基づき、平成16年島根県告示第786号により定められた臨港地区、(エ)平成3年島根県告示第865号により定められた江の川下流域森林計画区の林班番号第128から第131まで、第226から第229まで、第231、第308、第311から第316まで、第321から第322まで、第326から第330まで、第334から第335まで、第386、第389から第395まで、第418、第448から第452まで、第493から第495まで、第497から第499まで、第505、第508、第517、第523から第525まで、第531から第533まで、第542から第551まで、第559から第560まで、第567から第569まで、第648から第651まで、第653、第657から第660まで、第675から第681まで及び第691から第696までのうちの各保安林、(オ)同森林計画区の林班番号第213から第214まで、第222、第223から第225まで、第230、第271から第272まで、第299から第301まで、第306から第307まで、第309から第310まで、第320、第384から第385まで、第387、第416から第417まで、第456から第457まで、第496、第501、第504、第506から第507まで、第509、第518から第520まで、第522、第526、第536から第538まで、第541、第566、第652、第655、第656、第558、第562、第609、第611、第629、第630、第643、第645、第661から第664まで、第667、第669及び第682から第690までのうち各一部、(カ)同森林計画区の林班番号第411の(は)の24、第412の(い)の20・23・28から30まで・35・(ろ)の13・14・(に)の10・11、第413の(に)の2・3、第415の(い)の10から15まで・17から18まで・21から22まで・25・27から28まで・30・32から34まで・37・(ろ)の11・18・26から31まで・(は)の9、第444、第447の(ろ)の1から3まで・(は)の1から4まで・6から7まで・9から10まで・13・15から16まで・18、第452の(に)の22から23まで・25から27まで・29から32まで・34から47まで、第454の(ろ)の8から13まで・15から22まで・26、第455の(ろ)の1・3・4・6・8から10まで・18・19・22・23・30から32まで・42から47まで・49・51から67まで、第459の(ろ)の13から30まで・(は)の4・6から21まで、第460の(い)の14・(ろ)の6から13まで、第552の(い)のうち県道波佐見匹見線の東部、第553の(い)、第555の(い)の1から5まで・8・9・12・14から16まで・18から20まで・22から25まで・(ろ)、第556の(い)、第557の(い)の1から9まで・11・12・14から22まで・24・25・27・28・31から35まで、第559の(は)の1から7まで、第561の(い)の1から3まで・5・6・8・9・(ろ)の1・4から10まで、第569の(に)の2・3、第654のうち大規模林道金城三隅線の東・南部の森林、(キ)柿木山国有林(第285林班から第288林班まで)、黒瀬山国有林(第1230林班及び第1231林班)、三ツ石山国有林、雲月国有林(第1210林班)、十文字山国有林(第305林班、第306林班、第1220林班及び第1244林班のうちの(と)小班)、昭和36年6月15日35大経第594号により編入された雲月国有林(第1211林班)、昭和36年3月18日付25大経第594号で登録された雲井山国有林(第1212林班及び第1213林班)、(ク)長者原官行造林、梅ノ木山官行造林、沼山官行造林(第5林班)、大鹿官行造林(第6林班)、白谷官行造林(第7林班)、添谷瀬戸山官行造林(第8林班)及び昭和32年11月14日第548号により契約された沼山官行造林(第9林班)、(ケ)久代町・上府町のゴルフ場用地、(コ)昭和62年島根県告示第473号で旧旭町の区域のうち、別添図面の赤色部分を農業振興地域の縮小を行うこととされた区域)を除く区域

11 金城地域の項から13 三隅地域の項までを次のように改める。

- 11 削除
- 12 削除
- 13 削除

島根県告示第667号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成19年8月10日

島根県知事 溝口善兵衛

鹿足郡日原町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

監事

村上 和寛 鹿足郡津和野町相撲ヶ原483番 1 地

齋藤 利一 鹿足郡津和野町池村1458番地 2

2 就任年月日

平成19年 4月 1日

3 退任した役員の氏名及び住所

監事

渡辺 利行 鹿足郡津和野町河村61番地

村上 和寛 鹿足郡津和野町相撲ヶ原483番 1 地

島根県告示第668号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成19年 8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

安来市伯太町草野534 - 27、534 - 29、534 - 35、534 - 36、612 - 4

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第669号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の 3 において準用する同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成19年 8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年 2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成 2 年 8 月15日農林水産省告示第1073号（二に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第670号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に

供する。

平成19年8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
一般国道	431号	松江市西浜佐陀町196番11地先から同町368番地先まで	前	メートル 7.00～ 28.00	メートル 415.00	道路改良工事 歩道拡幅
			後	7.00～ 34.00	415.00	
県 道	松江木次線	松江市西忌部町38番地先から同市東忌部町43番2地先まで	前	6.00～ 9.00	230.00	道路改良工事 拡幅 歩道設置
			後	8.50～ 15.30	230.00	
"	"	松江市東忌部町3229番1地先から同町3225番1地先まで	前	20.00～ 23.00	116.70	道路改良工事 歩道付替
			後	20.00～ 40.00	116.70	
"	斐川一畑大社線	出雲市河下町字松崎156番地先から同町字札幌372番1地先まで	前	12.00～ 26.00	136.00	不用物件発生 事業用地と交換
			後	12.00～ 26.00	136.00	

島根県告示第671号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成19年8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	松江市西浜佐陀町196番11地先から同町368番地先まで	メートル 415.00	平成19年 8月10日	松江県土整備事務所	
県 道	松江木次線	松江市西忌部町38番地先から同市東忌部町43番2地先まで	230.00	平成19年 8月10日		
"	"	松江市東忌部町3229番1地先から同町3225番1地先まで	116.70	平成19年 8月10日		

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年 8月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成19年 8月 2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 島根健康保健ネットワーク

3 代表者の氏名

藤田 委由

4 主たる事務所の所在地

島根県出雲市今市町1870番地50

5 従たる事務所の所在地

島根県松江市殿町 8 番地 3

6 定款に記載された目的

この法人は、健康増進をめざす地域住民に対して、対面形式を主とした生活指導・運動指導・食事指導等の積極的支援を実施する。また、その効果を疫学的に評価するための調査研究に関する事業を行い、地域住民の健康増進と福祉の向上に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎 2 階）

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条で準用する物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成19年 8月10日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

1 業務名

放射線治療システム調達及びメンテナンス業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県立中央病院事務局経営企画部業務グループ 島根県出雲市姫原四丁目 1 番地 1

3 落札者を決定した日

平成19年 6月25日

4 落札者の氏名及び住所

(株)自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号

5 落札金額

(1) 調達 503,685,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(2) メンテナンス 140,280,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成19年4月17日

教育委員会訓令

島根県教育委員会訓令第7号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

永年勤続教職員表彰規程を次のように定める。

平成19年8月10日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

永年勤続教職員表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、永年にわたり職務に精励した教職員を表彰することでその功労に報い、本県教育の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「教職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)第2条第2号に規定する教育職員
- (2) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)第2条に規定する教職員
- (3) 教育公務員特別法(昭和24年法律第1号)第2条第5項に規定する専門的教育職員

(表彰の対象者)

第3条 表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者で職務に精励したものとする。

- (1) 表彰を受ける年度において教職員としての勤続年数(以下単に「勤続年数」という。)が30年に達する者又は31年以上で未表彰の者
- (2) 表彰前に死亡した教職員のうち死亡時における勤続年数が25年以上の者

(勤続年数の算定)

第4条 勤続年数には、次の各号に掲げる期間を算入する。

- (1) 島根県職員定数条例(昭和28年島根県条例第4号)第2条各号に規定する職員であった期間
- (2) 県立学校の職員定数条例(昭和31年島根県条例第35号)第2条に規定する事務職員、技術職員その他の職員であった期間
- (3) 島根県地方警察職員定員条例(昭和32年島根県条例第14号)第2条各号に規定する職員であった期間
- (4) 国公立の学校の教職員、国公立の教育機関の教職員又は県内市町村教育委員会事務局の職員であった期間

2 教職員及び前項各号の職員として在職していた期間のうち休職期間がある場合は、当該期間の2分の1を勤続年数か

ら除算する。

(欠格条項)

第5条 第3条の規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条に規定する懲戒処分を受け、当該処分を受けた日から2年を経過しない教職員は、表彰の対象者とししないものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を授与することにより行う。

(表彰の取消し)

第7条 この規程により表彰を受けた者が教職員としての品位を汚す行為をしたときは、その表彰を取り消すことができる。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

島根県教育委員会訓令第8号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

優れた教育活動表彰規程を次のように定める。

平成19年 8月10日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

優れた教育活動表彰規程

(目的)

第1条 この表彰は、職務に精励し、優れた教育活動を実践する教職員等を対象に実施し、もって、教職員等の意欲の高揚と本県教育・スポーツ・文化の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「教職員等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 県立学校及び市町村立学校に在職する教職員
- (2) 島根県教育庁等組織規則(昭和43年島根県教育委員会規則第8号)第5条に規定する機関(附属機関を除く。)に在職する教職員
- (3) 前2号に掲げる教職員で構成されるグループ及び団体
- (4) 県立学校及び市町村立学校

(表彰の対象とする取組)

第3条 この表彰の対象とする取組は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 教科指導、生徒指導その他の教育活動で他の教職員等の模範となるもの
- (2) 指導方法の研究・開発、学校組織の活性化を図るための創意工夫その他の本県教育の充実・発展に資する取組
- (3) 本県教育に対する県民の信頼を高める取組
- (4) 本県スポーツ・文化活動の充実・発展に資する取組
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県教育委員会が表彰を適当と認めるもの

(表彰の方法)

第4条 表彰は、表彰状に副賞を添えて行うものとする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

島根県教育委員会訓令第9号

本 庁
教 育 事 務 所
埋蔵文化財調査センター
教 育 機 関
県 立 学 校

島根県教育委員会教職員等表彰規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成19年8月10日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会教職員等表彰規程を廃止する訓令

島根県教育委員会教職員等表彰規程(昭和61年島根県教育委員会訓令第6号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

正 誤

平成19年3月23日付け島根県報第1,864号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
20	下から7	平成18年12月26日付け島根県報第1,841号	平成19年2月2日付け島根県報第1,850号